

第 6 章

各種協定等

1 自衛消防連絡協議会会則

(1) 青森地区

青森市自衛消防隊連絡協議会会則（抄）

第1章 総 則

(呼 称)

第1条 本会は「青森市自衛消防隊連絡協議会」（以下本会という。）と称する。

(事 務 局)

第2条 本会の事務局は、青森市長島2丁目1番1号青森地域広域事務組合消防本部予防課内に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 本会は、関係公庁と密接な連携のもとに自衛消防隊相互の融和協調と火災予防及び火災防ぎよの知識技術の総合的探求を行い、災害の防止と被害の軽減を図るとともに、自衛消防隊の健全なる進展と公共の福祉増進に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 消防用機械器具の操作方法及び消火技術等の研究に関すること。
2. 火災予防と災害防ぎよに関する研究発表及び情報、資料の交換に関すること。
3. 消防訓練及び自衛消防隊援助協定に基づく総合消防訓練の実施に関すること。
4. 自衛消防隊組織の編成、改善指導に関すること。
5. 消防本部の火災予防事業への協力。
6. その他本会の目的達成のため必要と認める事業。

第3章 組 織

(会員および組織)

第5条 本会は、石油類貯蔵施設等消防相互援助協定に加入の各社及びこの会の趣旨に賛同して加入を希望する自衛消防隊の組織を有する事業所を会員として組織する。

(顧 問)

第6条 本会に、顧問を置く。顧問は会長の諮問に応ずる。

- 2 顧問は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。
 1. 青森地域広域事務組合消防長及び消防次長
 2. 青森海上保安部長

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 理事 3名
4. 監事 2名
5. 幹事 若干名

(会長及び副会長)

第8条 会長及び副会長は総会において会員の互選により選出する。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を統理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

(理事及び監事)

第9条 理事、監事は総会に諮り、会員のうちから会長がこれを委嘱する。

- 2 理事は、役員会に出席し、会務を議決する。
- 3 監事は、会計を監査する。

(幹事)

第10条 幹事は事務局員とし、会長がこれを委嘱し、庶務および会計に関する事務を処理する。

(役員任期)

第11条 幹事を除く役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 役員に、欠員を生じたときは遅滞なくこれを補充する。ただし欠員により補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会 議

(会議)

第12条 会議は、総会及び役員会として会長がこれを招集する。

(議長)

第13条 会議の議長は、会長がこれにあたるものとする。

(総会)

第14条 総会は毎年一回以上開催し、次の事項を議決する。

1. 予算及び決算に関すること。
 2. 事業計画に関すること。
 3. 会則の変更及び改廃に関すること。
 4. その他会長が必要と認めた事項。
- 2 通常総会は毎年5月に開催するものとする。

(役員会)

第15条 役員会は、必要に応じてその都度、会長がこれを召集し、次の事項について審議する。

1. 総会に提出すべき議案

2. その他会長が必要と認めた事項

(表 決)

第16条 会議は出席者の過半数をもって可決する。可否同数のときは議長がこれを決するものとする。

第5章 会費および会計

(経 費)

第17条 本会の経費は、会費及び寄付金等をもってこれにあてる。

(会 費)

第18条 本会の会費は、年額15,000円とし毎年6月中に納入するものとする。

2 特別の事由があるときは、会費のほか実費負担として臨時に徴収することができる。

(会 計 年 度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終るものとする。

附 則

1. この会則は、昭和43年12月1日から施行する。
2. 第8条第1項の規定による選出は無記名、連記投票とする。
3. 本会の会長印は次のとおりとする。

青 衛 連 会 森 消 絡 長 市 防 協 之 自 隊 議 印
--

附 則

(施 行 期 日)

この会則は、平成19年5月11日から施行する。

附 則

(施 行 期 日)

この会則は、平成27年4月24日から施行する。

(2) 八 戸 地 区

八戸地域防災協会 会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、八戸地域防災協会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、八戸地域広域市町村圏事務組合（以下「事務組合」という。）
消防本部予防課内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、各事業所等において災害防止に努め、地域の防災思想の普及高揚を図り、災害のない安全な地域づくりを推進するため、会員相互が協力し各種事業を行なうことにより、地域社会の安全と社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 地域の防火防災思想の普及高揚に関すること。
- (2) 防火管理の基礎的・総合的な研究に関すること。
- (3) 消防設備の基礎的・総合的な研究に関すること。
- (4) 自衛消防組織の基礎的・総合的な研究に関すること。
- (5) 災害発生時の相互協力に関すること。
- (6) 防災機器等の寄贈に関すること。
- (7) 防災活動に積極的にあたり功労のあった個人又は団体の表彰に関すること。
- (8) 地域の自主防災組織等との連携・支援・協力に関すること。
- (9) その他本会の目的達成のため必要と認める事項

第3章 会 員

(会員)

第5条 本会員の入会資格は、次のとおりとする。

- (1) 事業所等において防火管理者として選任されている者又は消防法（昭和23年法律第186号）第8条による防火管理者の資格を有する者
- (2) 消防設備関連業種団体を構成する個人及び事業所並びに消防法に基づく有資格者
- (3) 石油類貯蔵事業所等における個人及び事業所
- (4) その他地域防災に関連する個人又は団体で、会長の承認を受けたもの

(入会)

第6条 入会は、会費を納入することによって認められる。

(退会)

- 第7条 会員が退会しようとするときは、本会に申し出なければならない。
- 2 会員が死亡したときは退会したものとみなす。
 - 3 年会費を3年間納付しない会員は、次年度において、自動的に退会とする。

第4章 役員

(役員の種類及び選任)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 11人以内
 - (3) 理事 22人以内
 - (4) 監事 3人
 - (5) 参与 若干人
- 2 会長は、総会において会員の中から選任する。
- 3 副会長は、本会則第15条で定める各部会において、第1項に定める人数内で選出又は補充されるものとし、会長がこれを委嘱する。なお、各部会における選出人数は細則で定める。
- 4 理事は、次の各号により定めるものとする。
- (1) 本会則第15条で定める各部会において、第1項に定める人数内で選出又は補充されるものとし、会長がこれを委嘱する。なお、各部会における選出人数は細則で定める。
 - (2) 前号によるもののほか、次に掲げる団体の長を会長が委嘱する。
 - ア 八戸地域幼年消防クラブ連絡協議会
 - イ 八戸地域少年消防クラブ育成協議会
 - ウ 八戸地域女性消防クラブ協議会
- 5 監事は、会長が会員及び有識者の中から、総会の同意を得てこれを選任する。
- 6 参与は、会長が前会長及び協会に必要と認められる者に、これを委嘱する。

(役員職務)

第9条 会長は、本会を代表し会務を統理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、重要会務を議決し、議事案の対策推進にあたる。
- 4 監事は、会計を監査する。
- 5 参与は、総会、理事会において、必要に応じそれぞれの立場から意見を述べる事ができる。

(役員任期)

第10条 参与を除く役員任期は2年とする。ただし、補欠により選任又は委嘱された役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。

(顧問)

第11条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 事務組合管理者
 - (2) 事務組合消防長
 - (3) 八戸市消防団長
- 3 顧問は、会長の諮問に応ずる。

第5章 会 議

(会議の種類及び招集)

第12条 会議は、総会及び理事会とし、会長がこれを招集する。

(総会)

第13条 総会は、毎年1回以上これを招集して次の事項を議決する。

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 事業計画に関すること。
- (3) 会則の変更等に関すること。
- (4) その他会長が必要と認めた事項に関すること。

(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長、理事及び参与をもって組織する。

- 2 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 3 理事会は、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に提出すべき議案及び研究事案に関すること。
 - (2) 事業計画の実施運営に関すること。
 - (3) 総会を招集する暇なきと認めた重要事案に関すること。ただし、この場合は総会に報告し承認を必要とする。
 - (4) 懸案事項の推進処理方針及び措置対策に関すること。
 - (5) その他会長が必要と認めた事項に関すること。

(部会)

第15条 本会に、第4条に掲げる事業を行うため部会を設置するものとし、その構成は八戸部会、八戸東部会、三戸部会、五戸部会及びおいらせ部会とする。

- 2 第1項に定める部会は、事務組合各消防署の管轄区域を基本とし事業を行うものとする。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、各部会において選出する。
- 5 部会の会議は、部会ごとに部会長が招集する。なお会議の構成員は、本条第4項の規定に基づき選出された部会長及び副部会長並びに当該会員をもって組織するものとする。
- 6 部会長及び副部会長は、本条第8条に定める役員のうち副会長又は理事を兼ねるものとする。なお、各部会におけるそれぞれの役職にかかる人数は、細則に定める。

(議事)

第16条 会長は、会議の議長となる。ただし、部会の議長は部会長がこれにあたる。

- 2 会議の議事は、出席者の過半数をもって議決する。可否同数の場合は、議長がこれを決するものとする。

(書面会議の議事)

第 16 条の 2 会長は、やむを得ない理由により会議を開催することが困難であると認めるときは、書面で意見を聴取できるとともに議決に代えることができるものとする。

2 前項に規定する議決については、前条第 2 項の規定を準用する。

第 6 章 会費及び会計

(経費)

第 17 条 本会の経費は、会費及び助成金寄付金その他の収入をあてる。

(会費)

第 18 条 本会の会費は、年額 10,000 円とする。ただし、公的機関、町内会等については、年額 5,000 円とする。

2 特別の理由があるときは、会費のほか実費負担として特別に徴収することができる。

3 納入した会費は、理由のいかんを問わず返還しない。

(会計年度)

第 19 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

第 7 章 旅 費

(旅費)

第 20 条 本会の会員が会務で八戸地域広域圏外に出張するときは、出張旅費を支給する。なお、支給基準については、細則で定める。

第 8 章 雑 則

(細則の制定)

第 21 条 この会則の施行に関して必要な細則は、理事会の議決を経て会長が別に定めるものとする。

附 則

この会則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は、平成 24 年 5 月 23 日から適用する。

この会則は、令和元年 5 月 23 日から適用する。

この会則は、令和 3 年 5 月 20 日から適用する。

2 石油類貯蔵施設等消防相互援助協定等

(1) 青森地区

石油類貯蔵施設等消防相互援助協定

(目的)

第1条 この協定は青森市内に石油類を多量に貯蔵する施設を有する事業所（以下「各社」という。）が消防相互援助によって陸上油火災、船舶油火災および流失油（以下「火災等」という。）の災害軽減を図り公共の安寧に資することを目的とする。

(火災等の防ぎよおよび資料の交換)

第2条 各社は、危険物規制関係法令の定めるところにより施設の維持管理および取扱方法の向上につとめるとともに火災等の防ぎよの技術、資料の交換をするものとする。

(消火機材の保有報告および相互通知)

第3条 各社は、毎年3月末日に自衛消防隊編成状況および消火機材等の保有実状を各社ごと相互に別紙様式1により通知しあうとともに、青森市消防長（以下「消防長」という。）、青森海上保安部長（以下「保安部長」という。）に通報するものとする。

(援助基準の相互通知)

第4条 各社は、緊急事態に対応できるようにあらかじめ、要員消火機材等の提供援助の基準を定め、その内容を相互に通知するものとする。

(訓練)

第5条 各社は、予防規程又は消防計画に基づく諸訓練を自主的に行なうほか、この協定による援助のための訓練として、人員、消火機材等の輸送訓練等を随時実施するものとする。

(災害発生時の活動および範囲)

第6条 災害発生時の各社の援助活動の範囲は各社の所在する次の地区ごとに行うものとし、他地区への援助出動は、消防長、保安部長の要請により行うものとする。

- (1) 野内地区
- (2) 港町地区
- (3) 沖館地区

(通報および援助要請)

第7条 自社に火災が発生したときは、すみやかに青森市消防署（以下「消防署」という。）、海上保安部（以下「保安部」という。）に通報し、警報を発令して全従業員に周知させるとともに消防用設備を有効に使用して防ぎよに当り災害の状況により地区内各社に援助を要請するものとする。

ただし、他地区からの援助を必要とする場合は、すみやかに消防長、保安部長へその旨通報するものとする。

2 消防署、保安部は災害等を覚知し、又は発見したときは相互に通報し合うものとする。

(延焼防止および援助出動)

第8条 各社は、他社の火災等の災害を覚知したときは、すみやかに援助出動の体制を整え、要請に対応するものとする。ただし、隣接社で延焼のおそれのある場合は延焼防止の措置を為し延焼危険を排除した後援助出動する。

2 援助出動の自衛消防隊は、援助を受ける自衛消防隊隊長の指示により行動するものとする。

ただし、保安部、公設消防隊（以下「消防署長」という。）が現場に到着し消火作業を開始した後は、保安部長、消防署長の指示を受けて行動するものとする。

3 自衛消防隊は社旗もしくは隊旗を立てその所在、所属社をあきらかにする。

（報告および撤収）

第9条 自衛消防隊の撤収及び帰社は保安部長、消防署長の指示を受けて行なうものとする。

2 撤収を完了した自衛消防隊の隊長は、帰社前に人員、機械器具の異常の有無および使用した消火薬剤量等を保安部長、消防署長に報告するものとする。

（提供機材等の弁済）

第10条 消火機材の提供を受けた災害発生施設の責任者は、その種別、数量等を調査のうえ現物弁済の責を負うものとする。

2 要員の援助については、その経費の弁済は義務づけのないものとし、防ぎよ活動中負傷事故等を生じたときはその要員の所属する各社及び各社の協約者の処理にゆだねるものとする。

3 前項の場合すみやかに消防長、保安部長に通報し協議するものとする。

（協定者の範囲）

第11条 協定者は第1条に定める各社とし、加入および脱退するときは別紙様式2により消防長、保安部長に通知するものとする。

（施行期日）

第12条 この協定は昭和43年12月1日からこれを施行する。

(2) 八 戸 地 区

石油類貯蔵施設等消防相互援助協約

(目 的)

第1条 この協約は、八戸市内に石油類の大量貯蔵施設を有する事業所（以下「各社」という。）が消防相互援助によって、火災等の災害の未然防止と被害を最小限度にとどめることをもって目的とする。

(火災の予防ならびに資料の交換)

第2条 各社は、関係法令の定めるところにより施設および取扱方法の維持向上につとめるとともに、必要に応じ、火災予防技術ならびに資料の交換をするものとする。

(点検の記録)

第3条 各社は予防規程に基づき、機械装置および警報、消火、避難の諸設備の点検整備を行ない、その状態を点検記録簿に記載しておくものとする。

(消火機能等の相互確認)

第4条 各社は、3月末日に自衛消防隊編成状況ならびに消火機材等の保有実状を相互に通知しあうとともに、別紙様式1により八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部消防長（以下「消防長」という。）に報告するものとする。

(援助の相互通知)

第5条 各社は、緊急事態に対応できるように、あらかじめ要員、機械類の提供等援助の基準を定め、その内容を相互に通知するものとする。

(訓 練)

第6条 各社は予防規程に基づき、基本および総合訓練を自主的に行なうものとする。この場合、日時ならびに訓練種目を事前に消防長に届けること。

2 前項の訓練には応援のための訓練として、人員、消火機材の輸送訓練を実施すること。

(災害発生時の活動およびその範囲)

第7条 災害発生時の応援活動範囲は、原則として次の四地区ごとに行うものとし、各地区間における応援活動は消防長又は署長の指示によって行なうものとする。

- (1) 河原木地区（通称三角地帯）
- (2) 沼館地区（三菱レイヨンを含む）
- (3) 鮫、白銀地区
- (4) 北沼地区

第8条 自社に火災が発生したときは、すみやかに消防署に通報し、緊急警報を発令して全従業員に周知させ、すみやかに配置につき消火器具および施設を有効に使用して消火にあたりるとともに、状況により各社に応援要請をする。

第9条 隣地油そう所の火災を覚知したときは、必要な防御措置を講じ、延焼の防止に全力をつくすものとする。ただし、延焼のおそれがないと判断した場合は、自衛消防隊を応援に出動させること。

自衛消防隊は公設消防隊が到着したときは、公設消防隊長の指示を受けて行動するものとする。

自衛消防隊は、別に定める隊旗を立て所在を明らかにすること。

(援助活動の報告)

第10条 公設消防隊長の指揮下にある自衛消防隊長は火災が鎮圧されたときは消防用機械器具の撤収を行ない、人員、機械器具の異常の有無、消火剤等の使用量を公設消防隊長に報告するものとする。

(提供機材等の弁済)

第11条 消火機材の提供を受けた災害発生施設の責任者は、その種別、数量を確認のうえ、原則として現物弁済の責を負うものとする。

2 要員の援助については、その経費の弁済は義務づけのないものとするも、応援活動中、負傷事故を生じた場合は、公設消防隊長と協議するものとし、原則としてその所属する各協約者の処置にゆだねる。

(協約者の範囲および手続き)

第12条 協約者は、第7条に定める地区の各社とし、加入および脱退する場合は、別紙様式2によって消防長に届け出るものとする。

(施行期日)

第13条 この協約は昭和41年5月1日からこれを施行する。

(雑 則)

各社は消防隊員用として、防火衣、ヘルメット、ゴム長靴、手袋等必要量を備えること。

～加入事業所名(順不同)～

三角地帯	大平洋金属株式会社八戸製造所 出光興産(株)八戸油槽所 東西オイルターミナル(株)八戸油槽所 カメイ(株)八戸油槽所 有八戸通運物流サービス 富士興産(株)八戸営業所 カメイ物流サービス(株)八戸営業所 エプソンアトミックス(株)	東北電力(株)八戸火力発電所 ジャパンオイルネットワーク(株)八戸油槽所 (株)アストモスガスセンター八戸 (株)ラクウン 全漁連八戸油槽所 横浜冷凍(株)八戸物流センター (株)ニヤクコーポレーション八戸事業所 上野輸送(株)八戸事業所
沼館地区	八戸ガス株式会社 コープケミカル(株)八戸工場 八戸通運株式会社 合同酒精(株)八戸工場 八戸液化ガス株式会社 高周波鑄造株式会社 日栄運輸株式会社 東北石油ガス(株)八戸支店	八戸燃料株式会社 三菱レイヨン(株)八戸営業所 東邦アセチレン株式会社 月金株式会社 (株)三田商店八戸支店 (株)東北タンク商会八戸支店 三八五ロジステックス株式会社
北沼地区	三菱製紙(株)八戸工場 (株)ニヤクコーポレーション東北支店北部東北センター (株)花輪丸運八戸営業所	八戸製錬(株)八戸製錬所 (株)東栄アスファルト 東磐運送(株)八戸営業所
鮫地区	青森つばめプロパン販売株式会社	岩手糧運(株)八戸営業所

消 防 活 動 内 規

(目 的)

第1条 この内規は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程（以下「規程」という。）および昭和55年5月16日から施行する八戸市自衛消防連絡協議会消防相互応援協定書に基づいて行なう消防活動について規定する。

(指 揮 系 統)

第2条 規程および協約による自衛消防隊の指揮系統は、次による。
管理権限者 自衛消防隊長

(編 成)

第3条 自衛消防隊長は、隊を編成し、管理権限者の承認を得る。

(分 掌 任 務)

第4条 自衛消防隊員の任務は、次による。

- (1) 隊長は、隊務規律を統括する。
 - (2) 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるときは、その任務を代行する。
 - (3) 分隊長は、隊長の指令により分隊の消防活動を直接指揮する。
 - (4) 分隊員は、定められた編成により所定の装備をもって消防活動を行なう。
- 2 その必要に応じて連絡係、整備係を設ける。

(任 免)

第5条 管理権限者は、消防隊長を任免する。
2 消防隊長は、副隊長および分隊長、隊員を任免する。

(隊 本 部)

第6条 自衛消防隊の本部の位置は隊旗をもって示す。

(消防活動の範囲)

第7条 自衛消防隊の活動範囲は、次のとおりとする。

- (1) 自衛消防隊の所属する事業所内の施設及び福利厚生施設の火災
 - (2) 前記施設への延焼防止のため隣接する第三者の所有する施設または家屋
 - (3) 協定に基づく加入事業所の火災
 - (4) 取引先事業所で火災が発生し、その火災が事業運営上尽大な支障をもたらすと判断される状況で、社会通念上応援活動が妥当であると認められる場合
- 2 危険物製造所等の施設に直接付帯するものの火災に係る場合
- (1) 災害による危険物製造所等施設の亀裂、破損による油漏洩流出事故
 - (2) タンカー船の油漏洩流出事故
 - (3) タンクローリー事故による油漏洩流出事故
 - (4) L・P・G、都市ガス等漏洩事故
 - (5) 事故発生による公設消防機関または、関係機関

(消 防 活 動)

第8条 自衛消防隊は、前条の定める範囲により隊長の適確な判断による指令に従って、次により活動作業をする。
(1) 火災が発生したときは、隊長の指令により隊員の分掌任務に従って活動作業をする。

(2) 場外出動は、事業所に延焼その他の災害が全くないことを隊員が確認し、かつ、隊長が判断したときは、出動を指令する。

(3) 活動に当っては、副隊長、分隊長は隊員を掌握し、次の記録を隊長に報告する。

- イ 出動開始、終了時刻
- ロ 活動内容
- ハ 活動範囲の見取図
- ニ その他必要な事項

(4) 非常呼出しは次による。

イ 前条による火災の発生またはこれに直接付帯する非常事故が拡大するおそれがあると判断した場合は非番隊員の非常呼出しを命令する。

ロ 非番隊員は、火災発生、またはこれに付帯する非常事故の発生を知りその拡大するおそれがあると判断して出動した場合は、隊長が非常呼出しを命令したものとする。

(警 報)

第9条 警報は、次によって吹鳴する。

- (1) 火災発生信号 連打 3秒吹鳴2秒休み
- (2) 全員退避信号 3点 5秒吹鳴6秒休み
- (3) 応援信号 2点 10秒吹鳴2秒休み
- (4) 演習信号 1点、3点 15秒吹鳴6秒休み

2 警報の吹鳴は、発見者または消防署その他関係者の通報により任務隊員または、守衛宿直隊員が行なう。

(消防訓練の範囲)

第10条 自衛消防隊は、資質の向上と災害または非常事故発生時に備えて、勤務時間外であっても隊長は次により命令して行なう。

- (1) 事業所内の火災初期消火および油漏洩流出拡大防止訓練
- (2) 隣接事業所との火災消火および応援、油漏洩流出拡大防止訓練
- (3) 公設消防機関その他の機関との総合訓練

(消 防 訓 練)

第11条 隊長は、前条によって3月末までに年次消防訓練計画を作成し、訓練を行なう。

2 総合訓練は協定書第4条に基づき計画案を協議決定して行なう。

(記 録)

第12条 隊長は、消火活動および非常事故または訓練活動を適確に次により記録しておく。

- (1) 消火および非常事故活動は発見、覚知時から行動開始、撤収、解散までの時刻
- (2) 活動状況は、隊員ならびに協力者の行動
- (3) 負傷者、事故者の状況は時刻、状況、処置その他関係事項
- (4) 図面は付近見取図、現場見取図を作成する。
- (5) 訓練事故の場合は、前各号に準ずる。

(報 告)

第13条 隊長は関係機関に次の報告をする。

- (1) 消防本部に対する報告
 - イ 年間消防訓練計画 3月末

- ロ 年間消防機器材整備計画 3月末
- ハ 消火機器材保有数量 変更のつど
- ニ 応援、貸出消火機器薬剤数量 変更のつど
- ホ 応援可能隊員数 変更のつど

(機器薬剤等の貸出し)

第 14 条 隊長は公設消防機関その他の関係機関から要請ある場合は消防機器材および消火薬剤等の貸出しをする。

この場合は貸出し物品の品名数量、状態を明らかにしておくものとする。

(隊 規 律)

第 15 条 自衛消防隊員は、礼節を明らかにし、厳正な規律を身につけるものとする。

服装は協定書第 18 条雑則に準ずる。

附 則

この内規は、昭和 55 年 5 月 16 日から施行する。

- 2 昭和 41 年 5 月 1 日施行の石油類貯蔵施設等消防相互援助協約に基づく消防活動内規は廃止する。

(3) むつ小川原地区

八戸港・むつ小川原港・久慈港海上流出 油防除相互応援協定

(目 的)

第1条 この協定は、八戸港安全協議会（以下「協議会」という。）会員の施設及びむつ小川原石油備蓄株式会社六ヶ所事業所（以下「むつ備蓄会社」という。）の施設及び日本地下備蓄株式会社久慈営業所（以下「地下備蓄会社」という。）（以下「関係事業場」という。）並びにこの関係船舶から、海上流出油事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の防除に関し協議会と備蓄会社相互の応援体制を確立し、海洋汚染による災害を防止することを目的とする。

第2条 この協定の適用区域は、八戸港、むつ小川原港、久慈港及びその周辺海域とし対象事業場は同区域内にある関係事業場とする。

(応援の種別)

第3条 協議会及び備蓄会社相互に応援すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 流出油防除資機材の援助
- (2) 人員の派遣
- (3) 作業船及び油回収船の派遣
- (4) その他必要な事項

(応援の要請等)

第4条 協議会及び備蓄会社又は関係船舶から海上流出油事故が発生し又は発生するおそれがあり、前条の応援を必要と認めるときは、協議会にあっては会長が、備蓄会社及び地下備蓄会社にあっては事業所長が応援を要請するものとする。

2 前項の応援要請に際しては、次に掲げる事項を通報し、さらに事後文書により提出する。

- (1) 流出油の種類及びその数量
- (2) 応援を要する種別及びその数量
- (3) 応援を要する場所及び関係事業場名
- (4) その他必要な事項

3 応援を要請された場合には事情の許す限り応援するものとする。

(応援出動の通報)

第5条 応援の要請にもとづき出動するときは、次の事項をすみやかに応援の要請者並びに八戸海上保安部長に通報し、事後文書により提出する。

- (1) 応援隊員数、船舶の種別及びその数
- (2) 応援隊長の職氏名
- (3) 防除資機材の種別、数量及び輸送方法
- (4) 出動時刻及び要請地到着予定時刻（到着時刻）
- (5) その他必要な事項

(現場到着の報告)

第6条 応援隊長は現場到着後、応援の要請者又は関係事業場の現場責任者に必要事項を報告しなければならない。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊の指揮は応援の要請者又は関係事業場の現場責任者が応援隊長に対して行なう。

(費用の負担)

第8条 応援に要した費用については次の区分により負担する。

- (1) 応援に要した船舶、車両の運用費用及び資機材の費用並びに応援隊員の手当等は、原則として受援者側の負担とする。ただし当該応援隊員の故意又は重大な過失により生じた費用は応援者側の負担とする。
- (2) 応援隊員の人身事故にかかわる弔慰金、見舞金等は、受援者側の負担とする。ただし当該応援隊員の故意又は重大な過失のある場合はこの限りでない。
- (3) 上記(1)(2)項の細部については協議会と備蓄会社及び地下備蓄会社がその都度協議する。

(応援隊員の災害補償)

第9条 応援隊員に死亡、負傷、疾病等の人身事故が発生したときの災害補償は法令の定めるところによる。

(その他費用負担)

第10条 第8条、第9条に規定するもの他重要な事案の費用負担については、協議会と備蓄会社及び地下備蓄会社において協議のうえ決定する。

(訓練)

第11条 流出油防除活動の円滑を期するため協議会と備蓄会社及び地下備蓄会社は協議のうえ所要の訓練を行なうものとする。

(改訂)

第12条 この協定は、必要に応じ、協議会と備蓄会社及び地下備蓄会社が協議のうえ改訂することができる。

(実施細則)

第13条 この協定の実施について、必要な事項は、協議会と備蓄会社及び地下備蓄会社が協議のうえ別に定める。

附 則

1. この協定は、昭和58年7月1日から施行する。
2. この協定を証するため、本書2通を作成し、協議会と備蓄会社の長が記名押印のうえ各自1通を保管するとともに写1通を八戸海上保安部長に提出するものとする。

平成5年10月1日

協 定 者 八戸港安全協議会
会 長 佐 川 正

むつ小川原石油備蓄株式会社六ヶ所事業所
取締役所長 高 田 文 博

日本地下備蓄株式会社久慈事業所
取締役所長 戸 田 寛

1 5 石油公文第 1799 号
平成 1 6 年 2 月 1 日

八戸港安全協議会
会長 下斗米 邦夫 殿

東京都千代田区内幸町二丁目 2 番 2 号
石油公団
総裁 鎌田 吉郎

「八戸港・むつ小川原港・久慈港海上流出油防除相互応援協定と
実施細則」の協定上の地位の承継について（ご報告）

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

青森県六ヶ所村尾駸地区と岩手県久慈市夏井町半崎及び侍浜町麦生地区における国家石油備蓄事業に対しましては、日頃よりご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本国家石油備蓄事業につきましては、これまで弊公団が石油公団法に基づいて実施してまいりましたが、平成 1 4 年 7 月に公布された石油公団廃止関連法※により国の直轄事業として行われることとなりました。

この体制変更に伴い、弊公団とむつ小川原石油備蓄株式会社と日本地下石油備蓄株式会社（以下「国備会社」）との間で締結された平成 1 5 年 7 月 1 1 日付「営業譲渡契約書」に基づき、国備会社の営業の一部が平成 1 6 年 2 月 1 日をもって弊公団に譲渡されることに関して、貴殿と国備会社との間で締結された平成 5 年 8 月 1 1 日付と 9 月 2 5 日付「八戸港・むつ小川原港・久慈港海上流出油防除相互応援協定と実施細則」における国備会社の協定上の地位が平成 1 6 年 2 月 1 日をもって弊公団がその地位を承継致しましたのでご報告申し上げます。

なお、上記石油公団廃止関連法に基づき設立される独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の設立日（平成 1 6 年 2 月 2 9 日）後は、弊公団の地位は同機構へ承継することになりますので併せてご報告申し上げます。

敬具

※石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成 1 4 年 7 月 2 6 日公布）
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成 1 4 年 7 月 2 6 日公布）

3 海上保安部と消防機関との業務協定

(1) 青森地区

青森海上保安部と青森地域広域 消防事務組合との業務協定書

海上保安庁と消防庁との間に締結した「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定に関する覚書」(昭和43年3月29日)に基づき、船舶の火災について協力し、かつ、円滑に消火活動を行うため、青森海上保安部(以下「海上保安部」という。)と青森地域広域消防事務組合(以下「消防事務組合」という。)との間において、次のとおり協定する。

(協定の区域)

第1条 本協定の区域は、青森港、平舘港及び三厩港港域内並びに青森市、蓬田村、蟹田町、平舘村、今別町及び三厩村地先海域(青森港、平舘港及び三厩港域を除く。)とする。

(消火活動の範囲)

第2条 本協定の区域内の次に掲げる船舶(消防法第2条の「舟」を含む。以下同じ。)の消火活動は、消防事務組合の担任とし海上保安部は、これに協力するものとする。

- (1) ふ頭(棧橋、ドルフィンを含む。)又は岸壁に係留された船舶及び上架中の船舶。
- (2) 河川における船舶

2 上記以外の船舶の消火活動は、海上保安部の担任とし、消防事務組合は、これに協力するものとする。

(調査)

第3条 船舶の火災の原因並びに火災及び消火活動により受けた損害の調査は、次により行うものとする。

- (1) 前条第1項の船舶の火災の調査は、両者が協力して行う。
- (2) 前条第2項の船舶の火災の調査は、海上保安部が行う。

(情報の交換等)

第4条 海上保安部及び消防事務組合は、法令に定めるもののほか入港船舶の危険物とう載の状況、化学消化剤の備蓄状況等、消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について、相互に交換するものとする。

(火災発生の通報)

第5条 海上保安部又は消防事務組合が船舶の火災を知った場合は、相互に直ちに通報するものとする。

(消火の連絡)

第6条 海上保安部又は消防事務組合が単独で船舶の火災の消火に従事したときは、速やかにその経過を相互に連絡するものとする。

(経費の負担)

第7条 船舶の火災の消火活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担する。ただし、特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費は、その都度両者協議の上、定めるものとする。

(地方防災会議等の活用等)

第8条 大型タンカー等の事故の場合における消火活動を効果的に行うため、海上保安部及び消防事務組合は、地方防災会議等を活用して次の事項につき連絡調整を行うものとする。

- (1) 情報及び資料の交換
- (2) 消火活動要項の作成
- (3) 必要な器材、器具等の整備計画の作成及びその実施の推進

(火災予防の実施)

第9条 船舶の火災予防に関しては、法の定めるところに従い海上保安部、消防事務組合がそれぞれ実施するものとする。

(合同訓練)

第10条 この協定に基づく消火活動を円滑に実施するため、両者協議の上、所要の合同訓練を行うことができるものとする。

(協議事項)

第11条 この協定書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、両者協議して定めるものとする。

附 則

1. この協定は、昭和57年12月1日から実施する。
2. 「青森海上保安部と青森消防機関との業務協定（昭和44年6月23日）は、廃止する。

昭和57年11月29日

青森海上保安部長

松 岡 三 郎

青森地域広域消防事務組合

管理者青森市長 工 藤 正

(2) 八 戸 地 区

八戸海上保安部と八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部との業務協定

(目 的)

第1条 この協定書は「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書（昭和43年3月29日）」の定めるところに従い八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部管内（以下「消防本部」という。）及びその周辺海域における船舶の火災等の発生に関し、八戸海上保安部（以下「保安部」という。）及び消防本部の行う消防活動等の細部について定めることを目的とする。

(適用区域)

第2条 この協定の適用される区域は、原則として消防本部管内とする。

(消防活動の基準)

第3条 この協定の区域内にある次に掲げる船舶（消防法第2条の「舟」を含む。以下同じ。）の消防は、消防本部の担任とし、保安部はこれに協力するものとする。

- (1) ふ頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶
- (2) 河川における船舶

2 上記以外の船舶の消防は保安部の担任とし、消防本部はこれに協力するものとする。

(通報及び初動措置)

第4条 保安部又は消防本部が船舶の火災その他港湾の機能維持に支障のある事故の発生を知った場合は、相互に直ちにその旨を通報するとともに第3条に定める消防活動の基準に関わらず消火活動等の初動措置を講ずるものとする。

(事後の通報)

第5条 保安部又は消防本部が単独で船舶の火災の消火等に従事したときは、相互にすみやかに別紙様式によるてん末を書面又は電話により通報するものとする。

(原因の調査)

第6条 船舶の火災等の原因並びに火災及び消火等により受けた損害の調査はその都度

保安部と消防本部が協議の上、各機関単独若しくは、両機関共同で行うものとする。

(経費の負担)

第7条 船舶の火災の消火活動等に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、その都度保安部と消防本部が協議の上定めるものとする。

(連絡調整)

第8条 船舶の火災等の消火活動を効果的に行うため保安部及び消防本部は関係会議等を活用して消防業務に必要な事項につき連絡調整を行うものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 この協定の運用に関する窓口は、保安部にあつては警備救難課救難係、消防本部にあつては警防課とする。
- 3 この業務協定を証するため、本書二通を作成し、記名、押印しそれぞれ一通を保有する
- 4 八戸海上保安部と八戸市消防本部との業務協定（昭和44年12月27日）は、廃止する。

上記のとおり協定する。

平成29年12月27日

八戸海上保安部

部 長 山 地 成 夫

八戸地域広域市町村圏事務組合

消防本部 消防長 大 橋 俊 直

別 紙 様 式

火 災 船 通 報

1. 火災発生日時
2. 火災発生位置
3. 火災船要目
(船種、船名、総トン数、乗組員数等)
4. 船舶所有者氏名・住所・電話
5. 船長氏名・住所・電話
6. 火災の状況
 - (1) 出火場所
 - (2) 人命異常の有無
 - (3) 船体等の損傷状況
 - (4) 消火実施状況
 - (5) 原因

4 海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書

領海における船舶（消防法第2条の「舟」を含む。以下同じ。）の火災について海上保安官署と消防機関が協力し円滑に消火活動を行なうため、両機関が締結する業務協定の基本を次のとおり定める。

(1) 次に掲げる船舶の消火活動は主として消防機関が担任するものとし、海上保安官署はこれに協力する。

ア、ふ頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠の船舶

イ、河川湖沼における船舶

上記以外の船舶の消火活動は主として海上保安官署が担任し、消防機関はこれに協力するものとする。

なお、現地の実情に応じて、両者の協議により上記ア及びイ以外の船舶の消火活動について特別の定めをすることができる。

(2) 船舶の火災の原因並びに火災及び消火により受けた損害の調査は、海上保安官署と消防機関が協議して、これを行うものとする。

(3) 法令に定めるもののほか入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報については、相互に交換するものとする。

(4) 海上保安官署又は消防機関は、船舶の火災を知った場合は、相互に直ちにその旨を通報するものとする。

(5) 海上保安官署又は消防機関は、単独で船舶の火災の消火に従事したときは、すみやかに、そのてん末を相互に連絡するものとする。

(6) 船舶の火災の消火活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、その都度両者が協議の上定めるものとする。

(7) 大型タンカー等の事故の場合における消火活動を効果的に行うため、海上保安官署及び消防機関は地方防災会議等を活用して、おおむね次の事項につき連絡調整を行なうものとする。

ア、情報及び資料の交換

イ、消火活動要項の作成

ウ、必要な器材、器具等の整備計画の作成及びその実施の推進

昭和43年3月29日

海上保安庁長官 亀山信郎

消防庁長官 佐々間 疆

5 港安全対策協議会規約等

(1) 青森地区

青森港安全推進協議会会則

(名称)

第1条 この協議会は「青森港安全推進協議会」（以下「本会」という。）と呼称する。

(目的)

第2条 本会は港湾関係行政機関と密接なる連絡のもとに青森港及び周辺海域における海難防止に関する事項を調査研究し、もって海上交通の安全に寄与するとともに、関係官庁の救難事案の処理に対して協力することを目的とする。

(事業)

第3条 本会の前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 海事関係法令についての調査研究
- (2) 船舶交通の整理に関する調査研究
- (3) 事故の未然防止に関する調査研究
- (4) 事案処理に関する調査研究
- (5) 海難防止強調運動の推進
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第4条 本会の会員は青森港に関係する民間企業及び本会の趣旨に賛同するものをもって組織する。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく

会長	1名
副会長	2名
理事	5名
会計監事	2名

(役員を選任及び任期)

第6条 本会の役員は、総会において会員のうちから選任する。

- 2 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
- 3 補欠により就任した役員任期は前任者の在任期間とする。

(役員職務)

第7条 会長は本会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときは、会長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を行う。
- 3 理事は会長の指示を受けた業務を掌る。
- 4 会計監事は業務の状況及び会計を監査する。

(顧問等)

第8条 本会に顧問及び参与をおくことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長がこれを委嘱する。

3 顧問及び参与は、会長の諮問に応じて意見を開陳する。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

2 会議は会長がこれを招集し、その議長となる。

(総会)

第10条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 会則の制定及び改廃
- (4) 役員を選任
- (5) その他の重要事項

(役員会)

第11条 役員会は第5条の役員をもって構成し、次の事項を付議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会によって委任された事項
- (3) 総会を開くいとまがない場合における緊急事項
- (4) その他の必要事項

(部会)

第11条の2 第3条(6)に基づき次の部会をおく。

青森港における船舶津波・台風等対策部会

2 部会の運営及び業務の実施については別に定めるところによる。

(事務局)

第12条 本会の事務局は青森海上保安部におく。

(会費)

第13条 本会の経費は会費及び寄付金をもってこれにあてる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会費)

第15条 この会則に定めるもののほか、本会事業の運営上必要な細則は、役員会の議決を得て会長が定める。

(附則) この会則は昭和47年6月16日から施行する。

この会則は昭和62年6月26日から施行する。

この会則は平成5年6月16日から施行する。

この会則は平成17年6月22日から施行する。

この会則は平成25年6月1日から施行する。

(2) 八 戸 地 区

八戸港安全協議会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、八戸港安全協議会（以下「本会」という。）と称する。

(事 務 所)

第2条 本会の事務所は、八戸市におく。

(目 的)

第3条 本会は、港湾関係行政機関と密接な連絡のもとに、八戸港及び周辺海域における海難防止並びに海洋汚染防止に関する事項を調査研究し、事故等を未然に防止するとともに事故の発生に際し必要な措置を講じ、もって海上交通の安全及び環境の保全を図ることを目的とする。

2 本会は、大量の油又は有害液体物質（以下「油等」という。）の流出油事故が発生した場合の防除活動に関しては、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第43条の6第1項の協議会として活動する。

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

第4条 本会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、八戸港周辺海域に係る同法第43条の5第1項の排出油等防除計画について海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 海事関係法令についての調査研究
- (2) 船舶交通の整理に関する調査研究
- (3) 港湾諸施設の整備、改善に関する調査研究
- (4) 気象、海象による災害防止に関する調査研究
- (5) 危険物関係の事故防止に関する調査研究
- (6) 海洋の汚染防止に関する調査研究
- (7) 油等災害対策の策定及び実施
- (8) 大型LNG船入出港に係る水域利用調整の実施
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事項

第2章 会 員

(組 織)

第6条 本会の会員は、八戸港に係る企業法人並びに諸団体等及び本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

2 本会への入退会は、書面をもって会長に申し出るものとする。

第3章 役員

第7条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 部長 各1名
- (4) 副部長 若干名
- (5) 監事 2名

(選任)

第8条 役員は、総会において会員から選任する。

- 2 会長、副会長は役員の互選により決する。
- 3 会長は、対策部会長並びに対策副部長及び監事を指名する。

(職務)

第9条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは会長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を行う。
- 3 部長は、部会を総理する。
- 4 副部長は部長を補佐し、部長に事故があるとき、又は欠けたときは会長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を行う。
- 5 監事は、会務の執行及び会計を監査する。

(任期)

第10条 役員は任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員は、前任者の残任期間とする。

第4章 顧問等

(顧問等)

第11条 本会に顧問及び参与をおく。

- 2 顧問及び参与は、会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、会長の諮問に応じ意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

第5章 対策部会

第12条 本会に次の部会をおく。

- (1) 港務対策部会
- (2) 異常気象対策部会
- (3) 危険物対策部会
- (4) 油等災害対策部会
- (5) 外国船舶安全対策部会
- (6) 大型LNG船安全対策部会

第6章 会 議

第13条 会議は、総会、役員会及び対策部会とし、総会及び役員会は会長、対策部会は部会長がこれを招集する。

(総 会)

第14条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

- 2 定時総会は毎年1回、会計年度終了後2ヶ月以内に招集する。
- 3 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 4 臨時総会は、次の場合に招集する。
 - (1) 会長が必要と認められたとき。
 - (2) 役員会が必要と認めたとき。
 - (3) 会員の3分の1以上から会議の目的となる事由を示して請求があったとき。

(総会の議決事項)

第15条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 会則の制定及び改廃。
- (2) 事業計画の策定並びに計画の重要な変更。
- (3) 事業報告並びに収支決算及び収支予算の承認。
- (4) 役員を選任。
- (5) 会費額の決定。
- (6) その他事業運営に関する重要事項。

(議 決 方 法)

第16条 総会の議決は、出席した会員の過半数によって決する。可否同数の場合は、議長これを決する。

- 2 総会に出席できない会員は、他の出席会員に表決権を委任することができる。
- 3 前項により書面をもって、表決権を委任したものは総会に出席したものとみなす。

(役 員 会 等)

第17条 役員会及び対策部会は必要に応じ開催するものとする。

- 2 役員会においては、次の事項を審議する。
 - (1) 総会に付議する事項。
 - (2) 総会において委任された事項。
 - (3) 総会を開くいとまがない場合における緊急事項。
 - (4) その他事業の運営並びに会務執行上必要な事項。
- 3 対策部会においては、次の事項を審議する。
 - (1) 役員会に付議する事項。
 - (2) 役員会において委任された事項。
 - (3) その他部会運営に必要な事項。

第7章 会 計

第18条 本会の会計は、会費及び寄付金その他の収入をもって、事業の経費に充てる。

- 2 本会の資金は、銀行預金として保管する。
- 3 退会会員の既納会費は返還しない。
- 4 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 雑 則

第19条 この会則に定めるもののほか、本会事業上必要な細則は、役員会の議決を得て会長が定める。

附 則

この会則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和52年8月26日から施行する。

附 則

この会則は、平成5年6月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成8年5月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年5月23日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年5月29日から施行する。

(3) むつ小川原地区

むつ小川原港排出油等防除協議会会則

(目 的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第43条の6第1項の協議会として、むつ小川原港及び周辺海域において大量の油又は有害液体物質（以下「油等」という。）の排出事故が発生した場合、効率的な防除活動を実施し、もって周辺住民の安全と海洋環境の保全を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 この協議会の名称は「むつ小川原港排出油等防除協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

第3条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、むつ小川原港周辺海域に係る同法第43条の5第1項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

(協議会の業務)

第4条 協議会は次の業務を行う。

- (1) 流出油等防除計画の策定
 - ア 情報の連絡
 - イ 人員、施設、資機材の動員
 - ウ 出動船艇相互間の通信連絡
 - エ その他必要事項
- (2) 流出油等防除に必要な施設、資機材整備の推進
- (3) 流出油等防除活動実施の推進
- (4) 流出油等防除に関する研修及び訓練
- (5) その他流出油等防除に必要な事項

(組 織)

第5条 協議会は会長及び会員をもって組織する。

- 2 会長は八戸海上保安部長をもってあてる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会員は、むつ小川原港に関係する別表（会員名簿）に掲げる機関団体で構成し、その長又はその長が指名する職員が、その機関団体を代表する。

(会 議)

第6条 会議は、定例会議と臨時会議とし、会長が招集する。

- 2 定例会議は年一回開催する。
- 3 臨時会議は会長が必要と認める場合に開催する。

(資料の交換)

第7条 会員は、排出油等防除施設、資機材の保有状況等について、次により会長に報告するとともに、会員相互に資料の交換を行うものとする。

- (1) 施設及び資機材の現状（9月末日現在）
- (2) 情報連絡体制（氏名、電話番号、伝達経路等、またこれらに変更があった場合はその都度）
- (3) その他必要と認める事項

（訓 練）

第8条 排出油等事故発生時の防除活動を演練するため、会員による防除訓練を年一回以上行うものとする。

（出動の要請）

第9条 会長は、排出油等防除活動を必要とする場合、会員に対し、すみやかに情報を提供するものとする。

（総合調整本部の設置及び活動の調整）

第10条 会長は、防除活動を効率的に行うため総合調整本部を設置し、出動各会員の活動を調整するものとする。

（経費の求償）

第11条 防除活動に要した経費の求償は、出動した会員がそれぞれに原因者に対して請求を行うものとし、協議会は意志の統一を図るための意見交換等の調整を行い、促進を図るものとする。

（災害補償）

第12条 防除活動に出動した者が、そのために死亡し負傷し若しくは疾病にかかり又は廃疾となった場合における災害補償については、法令に特段の定めがあるもののほか、当該被災した職員が所属する機関又は団体が当たるものとする。

（協 議）

第13条 この会則に疑義が生じた場合及びこの会則に定められていない事項について協議の必要がある場合には、その都度協議し決定するものとする。

（庶 務）

第14条 協議会の庶務は、八戸海上保安部警備救難課において行うものとする。

附 則

この会則は、平成20年5月9日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年4月1日から施行する。

6 委託契約書（青森県知事と日本赤十字社）

（県健康福祉部健康福祉政策課）

委 託 契 約 書

委託者（甲） 青 森 県 知 事
受託者（乙） 日 本 赤 十 字 社

右当事者間において、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）に基づき救助又はその応援の実施に関し次の委託契約を締結した。

第1条 甲は、法律第32条の規定により、次に掲げる業務の実施を乙に委託し、乙は、これを受託した。

1. 医 療
 - (1) 診 療
 - (2) 薬剤または治療材料の支給
 - (3) 処置、手術、その他の治療および施術
 - (4) 病院または診療所への収容
 - (5) 看 護
2. 助 産
 - (1) 分べんの介助
 - (2) 分べん前および分べん後の処置
 - (3) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の供与
3. 死体の処理（埋葬および死体の一時保存を除く。以下同じ。）
 - (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - (2) 検 案

第2条 乙は、甲の要請に基づき、救護班を編成して前条の業務（以下「委託事項」という。）を行うものとする。

第3条 乙は、委託事項を次に掲げる区分により、当該各号に定める期間内に実施するものとする。

1. 医 療 災害発生の日から14日以内
2. 助 産 災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんしたものであって助産期間は分べんした日から7日以内とする。
3. 死体の処理 災害発生の日から10日以内

第4条 委託事項の実施に伴う乙の支弁費用については、その費用にあてる目的でなされた寄附金その他の収入を控除した額を甲が補償するものとする。ただし、乙自体の災害救助規程に基づき甲の要請を受けずに活動した場合は、この限りでない。

2 前項の寄附金その他の収入には、乙が当該災害の際特に救助またはその応援のために使用することを指定して受けた金品を含み、国または地方公共団体の災害設備整備費補助金、日本赤十字社募金および一般義捐金品は含まないものとする。

第5条 前条の乙の支弁費用の額は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

1. 人 件 費
知事において法第24条の従事命令を発した場合の報酬および費用弁償の例による。

2. 救護所設置費

救護所設置のために使用した消耗器材の必要最小限度の実費および建物等の借上料または損料の実費。

3. 救護諸費

(1) 医療及び助産のために使用した薬剤、治療材料、衛生材料、医療器具破損修理等の実費。

(2) 死体の処理のために使用した死体の洗浄、縫合、消毒等の処置として一体当たり 2,300 円以内の実費（別添のとおり改訂済み）。

4. 輸送費及び人夫賃

医療、助産、死体の処理および救護所設置のために必要な輸送費及び人夫賃についての当該地域における通常の実費。

5. その他の費用

前各号に該当しない費用であって、委託事項の実施のため使用した費用の実費。

6. 扶 助 金

委託事項の実施に従事した救護員（日本赤十字社の有給職員を除く。）が、業務上の理由により負傷し、疾病にかかりまたは死亡したとき、その者またはその者の遺族に対し、日本赤十字社法第 32 条の規定によって支給した扶助金の額。

7. 事 務 費

委託事項の実施のための事務処理に使用した文房具等の消耗品、電話料、電報料等の実費。

第 6 条 乙は、委託事項の実施の終了後法第 34 条の規定により乙が支弁した費用につき、別紙様式の補償請求書に救護班等の派遣状況、活動状況を明かにした書類を添え甲に補償の請求をするものとする。

第 7 条 甲は、前条の請求を受けた後 30 日以内に支弁費用を乙に支払うものとする。

第 8 条 委託事項の実施について、甲は乙の行う救助業務についてこれを推進援助するものとする。

第 9 条 本契約の存続期間は、契約締結の日から昭和 36 年 3 月 31 日までとする。ただし、契約期間満了までに一方より解約または改訂の意思表示なき場合は、本契約は更新するものとする。

第 10 条 昭和 23 年 10 月 1 日青森県知事と日本赤十字社青森県支部長との間に締結した災害救助法により県の行う医療助産を日本赤十字社青森県支部に委託する契約は、この契約の締結の日をもって解約したものとする。

第 11 条 本契約に定めのない事項および疑義を生じた事項については、甲および乙の協議によりこれを定めるものとする。

上記契約を証するため、本契約書二通作成し、双方記名押印のうえ各自壱通を所持する。

昭和 35 年 9 月 21 日

甲 青 森 県 知 事 山 崎 岩 男

乙 日本赤十字社青森県支部長 山 崎 岩 男

(別表様式)

災害救助法第34条の規定による補償請求書

災害救助法第32条の規定による委託事項に基き、災害に際して実施した救助（応援）にかかる当支部が支弁した費用に対する補償を同法第34条の規定により次のとおり請求します。

平成 年 月 日

日本赤十字社青森県支部長 氏 名 印

青森県知事 氏 名 殿

1. 請求額金 金 円
支弁費用総額 円
寄附金その他の収入額 円

2. 救助の種類及び期間

救助の種類	期間	摘要

3. 支弁費用の明細

支弁費用明細（別表）のとおりに記載する。

支 弁 費 用 明 細

区 分	員 数	単 価	金 額	備 考
1. 人件費				日本赤十字社救護規則第 26 条の規定による費用弁償費を計上するものであること。
(1) 旅費				
(2) 役務費				
(3) 時間外手当及び深夜手当				
2. 救護所設置費				
(1) 消耗器財費				
(2) 借上料損料				
3. 救護諸費				
(1) 薬剤				
(2) 治療材料				
(3) 医療器具破損費				
(4) 衛生材料				
(5) 死体の処理費				
(6) その他				
4. 輸送費				
5. 人夫賃				
6. 何 々				
(1) 何 々				
7. 救助金				
(1) 療養扶助金				
(2) 休業扶助金				
(3) 障害扶助金				
(4) 遺族扶助金				
(5) 葬祭扶助金				
(6) 打切扶助金				
8. 事務費				
(1) 消耗品費				
(2) 電話料				
(3) 電報料				
(4) その他				
合 計				

(注意) この費用明細書の各費目ごとの明細は内訳として添付して下さい。

委託契約の一部変更契約書

青森市長島一丁目1番1号

委託者(甲) 青森県知事

東京都港区芝大門一丁目1番5号

受託者(乙) 日本赤十字社

上記当事者間において、昭和35年9月21日締結した委託契約の一部を次のとおり変更する契約を締結した。

第5条第3号中「一体当たり2,200円」を「一体当たり2,300円」に改める。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

昭和58年8月12日

甲 青森県知事 北村正

乙 日本赤十字社
青森県支部長 北村正

7 特別防災区域協議会会則

(1) 青森地区

青森地区石油コンビナート等

特別防災区域協議会会則

(名 称)

第1条 本会は、青森地区石油コンビナート等特別防災区域協議会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年12月法律第84号）第22条の規定に基づき青森地区石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）に係わる防災に関し、特別防災区域内の特定事業者及び特定事業者以外の事業者（以下「事業者」という。）が共同して検討し協議を行うことにより一体的な防災体制を推進することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 特別防災区域の災害の発生又は拡大の防止に関する自主基準の作成に関すること。
2. 災害の発生又は拡大の防止に関する技術の共同研究に関すること。
3. 当該事業所の職員に対する災害の発生又は拡大の防止に関する教育の共同実施に関すること。
4. 共同防災訓練の実施に関すること。
5. その他防災に関し必要な事項。

(組 織)

第4条 本会は、特別防災区域内の別記事業者を会員として組織する。

2 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 会計監事 1名(会長が兼務 2021年4月1日より)

3 役員は総会において会員の中から選出する。

4 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第5条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は会務を総括し、本会を代表する。
2. 会長に事故あるときはあらかじめ定めた会員がその仕事を代行する。
3. 会計監事は会計を監査する。

(顧 問)

第6条 本会に顧問を置く。

2 顧問は次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 青森市災害担当課長
- (2) 青森地域広域事務組合消防本部予防課長
- (3) 学識経験者
- (4) 前各号のほか会長が特に必要と認めた機関の職員

3 顧問は、会長の諮問に応ずる。

(会 議)

第7条 会議は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は毎年4月中に開催するものとし、臨時会は、必要の都度会長がこれを招集する。
- 3 会議の議長は、会長がこれにあたる。
- 4 会議は会員の合議制とする。

~~(会費及び会計)~~

~~第8条 本会の会費及び会計は、次のとおりとする。~~

- ~~1. 経費は、会費等をもってこれに充てる。~~
- ~~2. 会費は、年額24,000円とし、毎年4月に納入するものとする。(但し、初年度は、本会発足月とする。)~~
- ~~3. 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。~~

(事 務 局)

第8条 本会の事務局は、石油防災株式会社青森事業所の事務所に置く。

- 2 事務局に書記を置く。
- 3 書記は、会長の命を受け、本会の事務（会計も含む）に従事する。
- 4 事務局は、会議録を作成し、次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 出席者の職氏名
 - (3) 会議に付した案件
 - (4) 会議の経過
 - (5) 議決事項
 - (6) その他参考事項

(雑 則)

第10条 この会則に定めるもののほか本会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は昭和52年6月16日から施行する。

平成23年4月1日改定

2021年4月1日改定

2021年11月24日改定 「青森地域広域事務組合消防本部予防課長」に名称変更

(2) 八戸地区

八戸地区石油コンビナート等 特別防災区域協議会会則

(名 称)

第1条 本会は、八戸地区石油コンビナート等特別防災区域協議会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年12月法律第84号）第22条の規定に基づき、八戸地区石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）に係る防災に関し、特別防災区域内の特定事業者及び特定事業者以外の事業者（以下「事業者」という。）が共同して検討し協議を行なう事により、一体的な防災体制を推進することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

1. 特別防災区域の災害の発生、又は拡大の防止に関する自主基準の作成に関する事。
2. 災害の発生、又は拡大の防止に関する技術の共同研究に関する事。
3. 当該事業所の職員に対する災害の発生、又は拡大の防止に関する教育の共同実施に関する事。
4. 共同防災訓練の実施に関する事。
5. その他防災に関し必要な事項。

(組 織)

第4条 本会は、特別防災区域内の別記事業者を会員として組織する。

1. 本会に次の役員を置く。
 - (1) 会 長 1名
 - (2) 副 会 長 2名
 - (3) 会計監事 2名
2. 役員は、総会において、会員の中から選出する。
3. 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(役員の仕事)

第5条 役員の仕事は、次のとおりとする。

1. 会長は、会務を総括し本会を代表する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその仕事を代行する。
3. 副会長のうち1名は事務局を担当する。
4. 会計監事は、会計を監査する。

(顧 問)

第6条 本会は顧問を置く。

1. 顧問は、次のとおりとし、会長はこれを委嘱する。
 - (1) 八戸市災害担当課長
 - (2) 八戸地域広域市町村圏事務組合 消防本部 予防課長
 - (3) 八戸海上保安部 警備救難課長
 - (4) 前号のほか、会長が特に必要と認めた機関の職員
2. 顧問は、会長の諮問に応ずる。

(会 議)

第7条 会議は、総会及び役員会並びに定例会とする。

1. 会長は、年1回以上総会を開催するものとする。
2. 会長は、必要に応じ役員会並びに定例会を開催することが出来る。
3. 総会は、過半数の出席により成立する。
4. 会議の議長は、会長がこれにあたる。
5. 会議は、会員の合議制とする。

(会費及び会計)

第8条 本会の会費及び会計は、次のとおりとする。

1. 経費は、会費等をもってこれに充てる。
2. 会費は、年額24,000円とし、毎年4月に納入するものとする。
3. 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(事 務 局)

第9条 本会の事務局は、共同防災センターに置く。

1. 事務局に書記を置く。
2. 書記は、会長の命を受け本会の事務に従事する。
3. 事務局は、会議録を作成し、次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 出席者の職、氏名
 - (3) 会議に付した案件
 - (4) 会議の経過
 - (5) 議決事項
 - (6) その他参考事項

(雑 則)

第10条 この会則に定めるもののほか、本会の運営等に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1. この会則は、昭和52年6月1日から施行する。
2. この会則は、昭和58年4月1日より一部改訂施行する。
3. この会則は、昭和60年4月1日より一部改訂施行する。
4. この会則は、昭和61年4月1日より一部改訂施行する。
5. この会則は、平成4年4月1日より一部改訂施行する。
6. この会則は、平成5年4月14日より一部改訂施行する。
7. この会則は、平成6年4月1日より一部改訂施行する。
8. この会則は、平成9年4月1日より一部改訂施行する。
9. この会則は、平成10年4月1日より一部改訂施行する。
10. この会則は、平成11年4月1日より一部改訂施行する。
11. この会則は、平成12年4月1日より一部改訂施行する。
12. この会則は、平成16年4月1日より一部改訂施行する。
13. この会則は、平成17年4月1日より一部改訂施行する。
14. この会則は、平成19年4月1日より一部改訂施行する。
15. この会則は、平成22年4月1日より一部改訂施行する。

8 第二地区（東北）広域共同防災規程

第二地区（東北）広域共同防災規程

第一章 総 則

（目 的）

第一条 本規程は、石油コンビナート等災害防止法（以下「石災法」という。）第19条の2第3項の規定に基づく、第二地区（東北）広域共同防災組織（以下「広域共同防災組織」という。）が行うべき業務に関し必要な事項を定め、広域共同防災組織に加盟する特定事業所（以下「構成事業所」という。）における、災害の発生又は浮き屋根式屋外貯蔵タンク全面火災への拡大の防止及び広域共同防災組織の効率的運用を図ることを目的とする。

（組織の構成）

第二条 広域共同防災組織を構成する構成事業所は、別表－1に記載するとおりとする。

（用語の定義）

第三条 石災法、消防法および関係する政省令等、および構成事業所間の平成19年3月28日付「第二地区（東北）広域共同防災組織に関する協定書」第3条に基づき設立された「第二地区（東北）広域共同防災協議会」（以下「本協議会」という。）が制定した規則等において使用する用語の例による。

- 一 「大容量泡放射システム」とは、大容量泡放水砲、大容量泡放水砲用防災資機材等、大容量泡放水砲用泡消火薬剤の総称とする。
- 二 「防災要員等」とは、大容量泡放射システムの操作等を行う防災要員（以下「防災要員」という。）及びそれを補助する要員の総称とする。

（適用範囲）

第四条 この規程は、「第二地区（東北）広域共同防災組織に関する協定書」で協定した構成事業所の直径3.4m以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクの防災活動に適用する。

（遵守義務）

第五条 構成事業所の防災管理者、副防災管理者及び防災要員等は、この規程を遵守するとともに、構成事業所に勤務する者、その他出入りする関係者等に周知させる。

（他規程との関係）

第六条 この規程の目的を達成するために必要な事項は、石災法その他関連適用法令の定めによる

ほか、関係する諸規則等による。

(規程の改廃)

第七条 この規程及びこれに基づく規則等の制定又は改廃は本協議会の総会で議決する。

第二章 広域共同防災組織

(広域共同防災組織の編成)

第八条 広域共同防災組織の編成は、別表－２の通りとする。

(指揮命令系統)

第九条 広域共同防災組織は、別表－３の通り、構成事業所の防災管理者の指揮下で防災活動を行う。

２ 公設消防機関が到着したときは、その指揮下で行動する。

(大容量泡放射システムの備付け)

第十条 大容量泡放射システムは、別表－４のとおり備え付ける。

(防災要員の選定)

第十一条 広域共同防災組織の防災活動を指揮する統括する防災要員および大容量泡放射システムの設定および操作に必要な防災要員は、当該構成事業所が各々適格者をそれぞれ別表－５のとおり選任する。

(補助する要員の配置)

第十二条 各構成事業所における大容量泡放射システムを用いた防災活動において、統括する防災要員又は防災要員の指示に従い、大容量泡放射システムを所定の場所に設定する補助する要員は、別表－５の通り配置する。

(広域共同防災組織の運営)

第十三条 構成事業所は、本規程のほか、本協議会が別に定める規則等により広域共同防災組織を運営する。

２ 本協議会は、秋田石油備蓄株式会社に次の協議会事務局業務を委託する。

- 一 広域共同防災の会計処理業務
- 二 広域共同防災規程の改正等の事務手続き業務

- 三 大容量泡放射システムの点検管理業務
 - 四 教育訓練の立案、実施支援業務
 - 五 その他運営に係る業務
- 3 災害時の防災資機材の搬送業務に関しては、「災害時等における緊急搬送等に関する協定」により秋田県トラック協会に委託する。

第三章 編成および職務

(会長の職務)

第十四条 広域共同防災組織は、本協議会の会長を代表者とする。

- 2 会長は、平常時から構成事業所の防災管理者等から意見を聞き、組織の強化、適切な運営管理に努める。
- 3 会長は協議会事務局を統括する。

(協議会事務局長の職務)

第十五条 協議会事務局は業務委託の統括責任者として協議会事務局長（以下「事務局長」という。）を置き、会長からの指示を一元管理する。

(統括する防災要員の職務)

第十六条 統括する防災要員は、防災管理者の指揮のもとで大容量泡放射システムに係る防災活動を統括する。

(防災要員の職務)

第十七条 防災要員は、大容量泡放射システムを活用した防災活動を行う。

(会長等の代行者)

第十八条 会長が疾病その他事故等のため職務を行うことができないときは、予め会長が指名した代理者が代行する。

- 2 事務局長が疾病その他事故等のため職務を行なうことができないときは、指名された代理者が代行する。
- 3 統括する防災要員または防災要員が、疾病その他事故等のため職務を行なうことができないときは、予め選任された代理者が代行する。

第四章 大容量泡放射システムの点検整備

(大容量泡放射システムの点検整備)

第十九条 大容量泡放射システムは、種類ごとに法に規定されている構造等に関する基準に適合するよう、整備計画を定め、これに基づいて点検、整備を行い、維持管理する。

(大容量泡放射システムに係る施設・設備)

第二十条 大容量泡放射システムを保管する施設の状況について、点検整備計画を定め、点検し維持管理する。

2 大容量泡放射システムに係る屋外給水施設等の状況について、点検整備計画を定め、点検し維持管理する。

第五章 大容量泡放射システムの点検

(大容量泡放射システムの点検)

第二十一条 大容量泡放射システムの点検は、別途定める「維持管理点検要領」に基づき、本協議会から委託を受けた者が実施する。

2 前項の大容量泡放射システムの点検・整備の実施に関する事務は協議会事務局が行い、点検・整備の責任者は会長とする。

(点検結果にもとづく措置)

第二十二条 点検の結果、不備、欠陥等を発見した場合、点検実施者は、直ちに応急措置を行って機能の維持を図ると共に、その結果を点検実施責任者に報告する。

2 点検実施責任者は、改修等の必要な措置を速やかに行う。

(記録の保存)

第二十三条 点検の結果及び措置の状況を記録した書類の保存管理は、「維持管理点検要領」に定める。

(大容量泡放射システムの代替措置)

第二十四条 大容量泡放射システムの故障・整備等により使用できない場合及びその代替措置をとる場合には、別に定める「維持管理点検要領」によるものとするほか、本協議会事務局は直ちに消防機関並びに構成事業所等に連絡する。

第六章 異常現象に対する措置

(災害に対する通報等)

第二十五条 直径3.4m以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクの全面火災が発生したとき、発災した構成事業所は、配備事業所に大容量泡放射システムの搬送要請を行い、その旨を協議会事務局に連絡をする。搬送要請、連絡を受けた配備事業所及び協議会事務局は、搬送の手配を行うと共に会長に連絡する。会長は予め定められた関係官庁への搬送の連絡を行う。

2 直径3.4m以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクの全面火災への発展が懸念される異常現象が発生した場合、当該構成事業所は、配備事業所に大容量泡放射システムの搬送待機の要請を行い、その旨を協議会事務局に連絡をする。搬送開始の判断は、当該構成事業所が関係官庁の助言を得て行う。

(搬送作業の指示)

第二十六条 配備事業所は、搬送業務を行う者に対し、必要な指示を行う。

(災害拡大防止の措置)

第二十七条 石災法第25条に定める指示があったとき、会長は保有する大容量泡放射システムの全部又は一部を当該構成事業所に搬送し、使用させることができる。

2 他地区広域共同防災組織等との「相互応援協定」に基づく出動要請があったときは、会長は保有する大容量泡放射システムの全部又は一部を要請のあった広域共同防災組織等に搬送し、使用させることができる。

(広域共同防災組織と自衛防災組織及び共同防災組織との連絡調整等)

第二十八条 緊急時および平常時における広域共同防災組織、構成事業所の自衛防災組織ならびに係機関相互の通報連絡の体制は警防活動計画に定めるとおりとする。

2 非常の場合に直ちに活用し、円滑なる防災活動を行うため構成事業所は相互に必要な情報・書類等を交換しておくものとする。

(人的災害が発生した場合の措置)

第二十九条 防災活動中に人的災害が発生した場合、必要な人員を確保するため、統括する防災要員は、速やかに追加出動等の措置を取らなければならない。

(構成事業所の施設又は設備を明示した書類又は図面の整備)

第三十条 構成事業所は、非常の場合に直ちに大容量泡放射システムで防災活動ができるよう、予め自事業所内の3.4m以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクに対する警防計画の個別部分及び警防活動

計画を策定し、常に現状に即したものとして整備しておく。

- 2 構成事業所は、本協議会の総会の開催前に警防活動計画の見直しの必要の有無を確認し、必要と認めたときは速やかに見直しを行う。

第七章 教育・訓練

(教育・訓練計画の作成・実施)

第三十一条 各構成事業所における災害の発生並びに拡大を防止するため、本協議会は、教育訓練要領を定め、教育・訓練計画書を作成し、統括防災要員及び防災要員等に対する教育・訓練を計画的に実施する。

(教育項目)

第三十二条 統括防災要員及び防災要員等の教育計画には、次の各号の項目を盛り込む。

- 一 防災意識の高揚
- 二 関係法令及び諸規程の周知徹底
- 三 構成事業所の特定防災施設等及び防災資機材等の内容と取扱方法
- 四 構成事業所の危険物施設等の位置、構造、設備の状況
- 五 構成事業所の取扱い危険物等の性質及び性状
- 六 警防計画及び警防活動計画の内容
- 七 その他必要な事項

(訓練項目)

第三十三条 防災要員等の訓練計画には、次の各号の項目を盛り込む。

- 一 特定防災施設及び大容量泡放射システムの取り扱い訓練
- 二 通報・連絡・参集及び出動訓練
- 三 一号及び二号を総合した構成事業所における総合訓練及び自衛防災組織、公設消防との連携訓練
- 四 その他必要な訓練

(記録の保存)

第三十四条 構成事業所は、教育・訓練の実施について「教育訓練記録書」を作成し、協議会事務局に報告する。協議会事務局はこの記録を3年間保存する。

第八章 雑 則

(守秘義務)

第三十五条 構成事業所は、広域共同防災組織の運営を通じて知りえた他の構成事業所の施設その他に関する営業上・技術上の秘密情報を第1条に定める目的以外のために使用してはならず、また、これを公開し、若しくは第三者に対し開示してはならない。ただし、次の各号に該当する情報に関しては、この限りでない。

- 一 知得した時点で既に公知であった情報
- 二 知得した後に、知得した当事者の責に帰すべき事由によらずして公知となった情報
- 三 正当な権原を有する第三者から守秘義務を負うことなく知得した情報
- 四 裁判所その他の公的機関から法令の根拠に基づき開示を強制された情報

(罰 則)

第三十六条 構成事業所及びその役員および従業員は、本規程を遵守する義務を負うものとする。

- 2 構成事業所従業員の違反については、各構成事業所の規定に従って処置し、その処置内容について本会長に報告する。

(表 彰)

第三十七条 構成事業所の従業員で防災業務について功労が認められる者に対して、本協議会の総会の議決に基づき表彰する。

(届 出)

第三十八条 この規程及び警防計画等の改廃若しくは防災要員等の変更等については、その都度本会長が関係機関へ届け出る。

(承 継)

第三十九条 構成事業所の事業者が第三者と合併し、或はその事業所若しくは本広域共同防災組織に係る部分を譲渡する際には、その地位を当該第三者に承継させなければならない。

附 則

本規定は、石油コンビナート等災害防止法第19条の2第4項の規定に基づき総務大臣に届け出た「第二地区（東北）広域共同防災規程」制定日及び変更日から効力を有する。

制定 平成20年12月 1日

変更 平成21年 5月20日

変更 平成28年 1月 1日

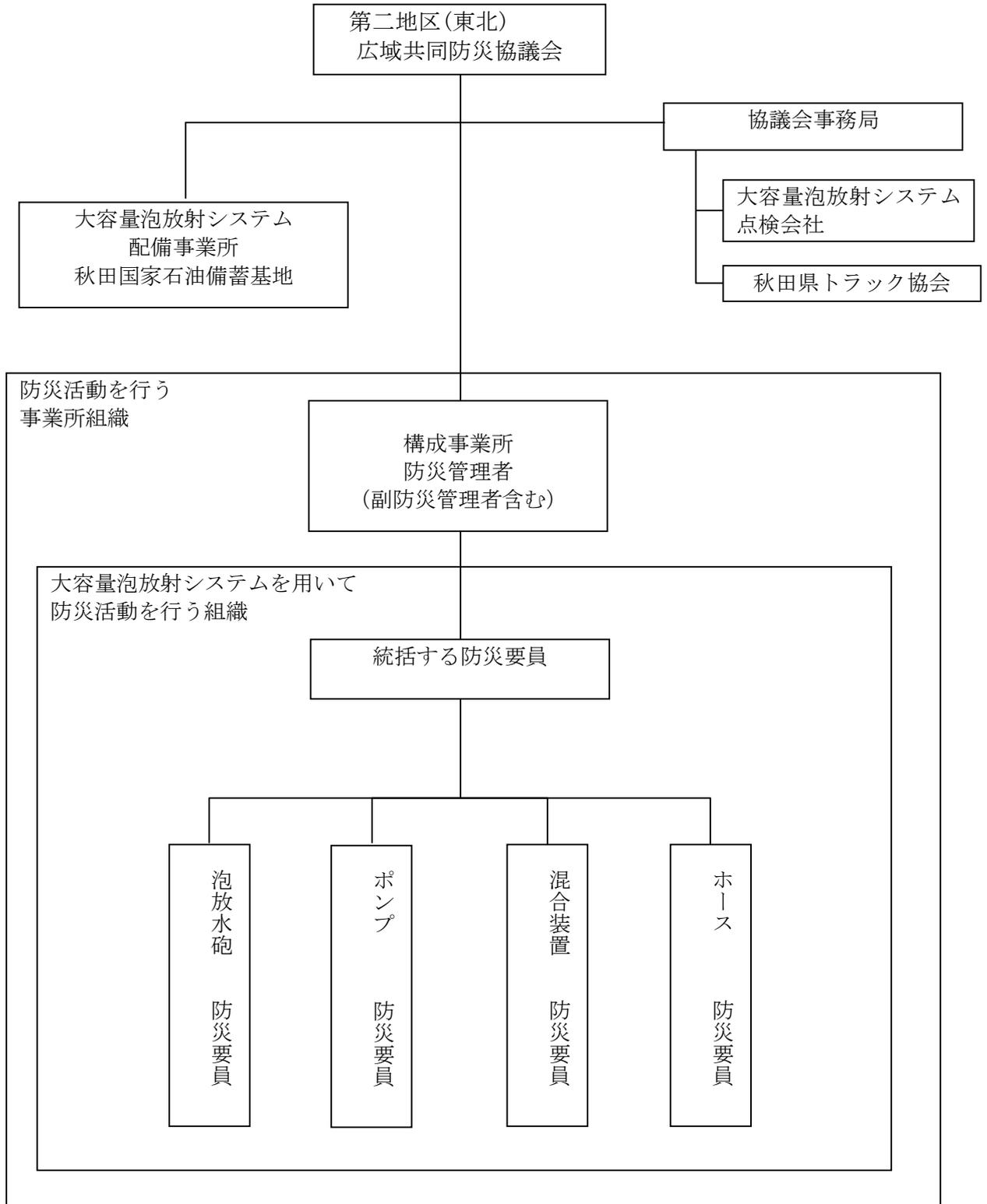
変更 平成29年 7月 1日

変更 令和 2年 7月20日

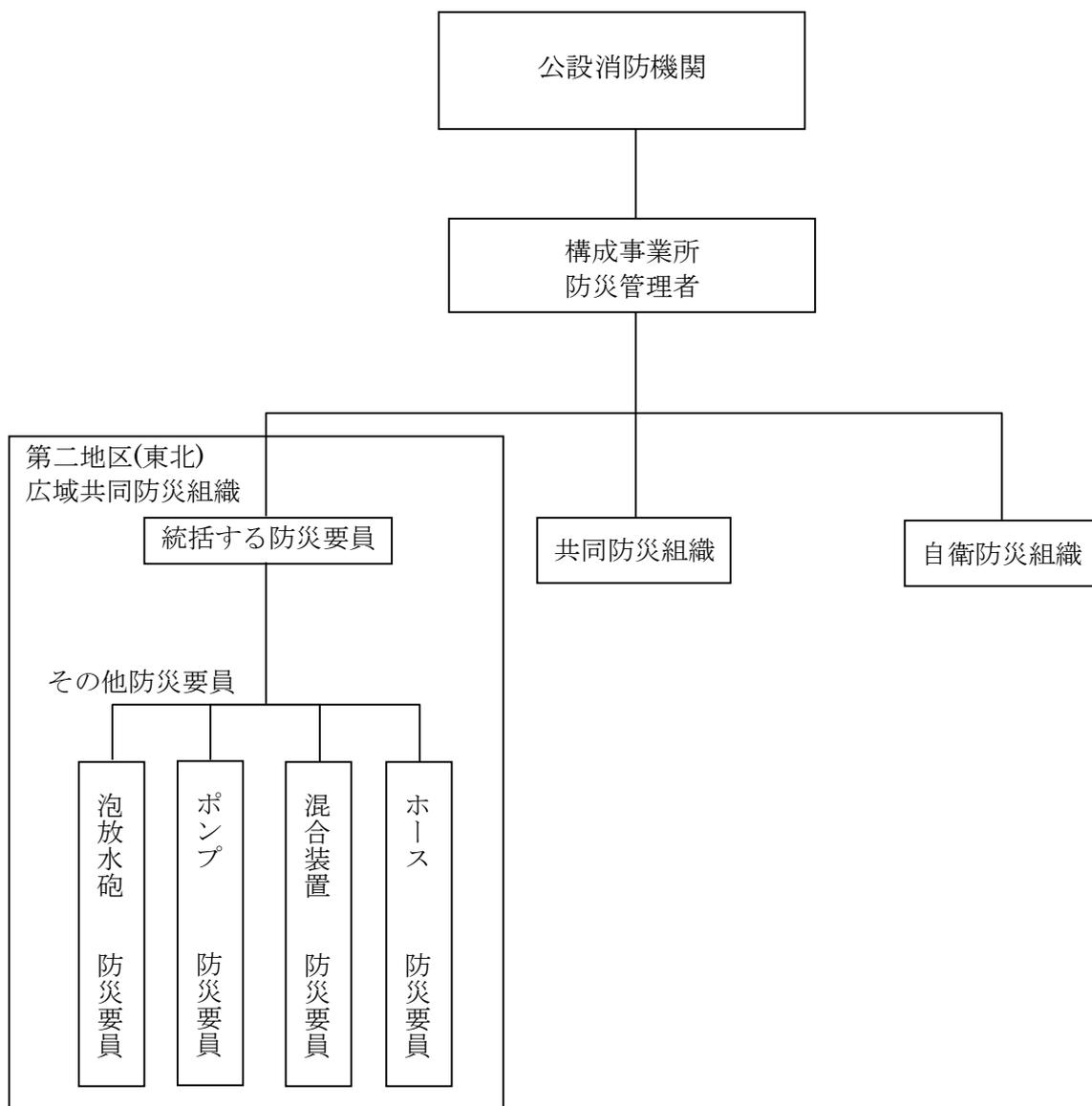
別表－１ 広域共同防災組織の編成（第２条関係）

名 称	住 所
秋田国家石油備蓄基地	秋田県男鹿市船川港船川字芦沢２１９番地
むつ小川原国家石油備蓄基地 貯蔵基地	青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字二又５２５番地２
むつ小川原国家石油備蓄基地 中継ポンプ場	青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字沖付１１１
ENEOS株式会社 仙台製油所	宮城県仙台市宮城野区港５－１－１
東北電力株式会社 秋田火力発電所	秋田県秋田市飯島字古道下川端２１７－６

別表－２ 第二地区(東北)広域共同防災組織編成表（第８条関係）



別表－3 防災活動の指揮命令系統（第9条関係）



別表－４ 大容量泡放射システムの備付け状況（第１０条関係）

項 目	数 量	要 目	備付場所
泡放水砲	２台	ノンアスピレート型 公称放水能力 15,200～40,000 L/min 水平可変角度 340度 垂直可変角度 +15度～+90度	秋田国家石油備蓄基地
ポンプ	３台	水中ポンプ一体型 公称能力 20,000 L/min	秋田国家石油備蓄基地
混合装置	２式	直接混合方式 混合範囲 1.0%～2.0%	秋田国家石油備蓄基地
送水ホース	6,460m	12Bホース リール方式による展張・回収車 200m×27本、100m×5本 50m×6本、20m×7本 10m×12本（訓練用含む）	秋田国家石油備蓄基地
耐熱服	５式	KA-2000	秋田国家石油備蓄基地
空気呼吸器	５セット	ドレーゲルセーフティ社 PSS100	秋田国家石油備蓄基地
空気呼吸器用 予備ボンベ	５本	ライトプラス（東レ）	秋田国家石油備蓄基地
泡消火薬剤	108,000ℓ	粘性付与水成膜泡消火薬剤 DIC株式会社製 1%型	秋田国家石油備蓄基地

別表－５ 防災要員等の配置状況（第１２条関係）

配置場所	統括する防災要員 (代理者含む)	防災要員 (代理者含む)	補助要員
秋田国家石油備蓄基地	１名	１５名	３０名
むつ小川原国家石油備蓄基地 貯蔵基地	１名	９名	１３名
むつ小川原国家石油備蓄基地 中継ポンプ場	１名	８名	１０名
ENEOS株式会社 仙台製油所	１名	１７名	２０名
東北電力株式会社 秋田火力発電所	１名	１４名	１９名

**青森県石油コンビナート等防災計画
資料編**

令和4年3月修正

青森県石油コンビナート等防災本部

事務局 青森県危機管理局

〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号

電話 017-734-9087